利益及び損失勘定科目（損益計算書勘定科目）

借方			貸方		
大項目	中項目	小項目	大項目	中項目	小項目
経常費用	（事業費用）		経常収益	（事業収益）	
	支払利息			債券引受手数料	
	信託の運用損			雑収入	
	有価証券売却損			（運用収入）	
	有価証券評価損			利息及び配当金	
	償還差損				貸付金利息
	信託等売買手数料				預金利息
	雑費				有価証券利息
特別損失					配当金
前期損益修正損					生命保険収益
当期利益金			特別利益		
	当期利益金		前期損益修正益		
			当期損失金		

（地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十三年総務省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の見出し中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に改め、同条第一項中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に、「平成二十六年四月一日」を「平成二十七年四月一日」に改め、同項第一号中「百分の二十五・九」を「百分の二十一・三」に改め、同項第二号及び第三号中「百分の五十二・八」を「百分の六十三・七」に改め、同条第二項中「を平成二十六年四月一日」を「を平成二十七年四月一日」に改め、同項第一号及び第二号中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同項第三号及び第四号中「平成二十六年四月一日」を「平成二十七年四月一日」に改め、同条第三項の表中「平成二十六年五月」を「平成二十七年五月」に、「平成二十六年八月」を「平成二十七年八月」に、「平成二十六年十一月」を「平成二十七年十一月」に、「平成二十七年二月」を「平成二十八年二月」に改める。

（地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第三条　地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十五年総務省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令

第一条を削り、第二条の見出し及び条名を削る。

附則第一条中「平成二十七年十月一日」を「平成二十五年四月一日」に改め、同条ただし書中「第二条、次条及び附則第三条」を「附則第四条」に、「平成二十五年四月一日」を「平成二十七年十月一日」に改める。

附則第四条中「この省令の施行の日」を「平成二十七年十月一日」に、「退職等年金給付業務経理」を「業務経理」に改める。

（地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第四条　地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十六年総務省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令

第一条を削り、第二条の見出し及び条名を削る。

附則第一条中「平成二十六年四月一日」を「平成二十七年四月一日」に改め、同条ただし書中「第二条、次条及び附則第三条」を「附則第四条」に、「平成二十六年四月一日」を「平成二十七年十月一日」に改める。

附則第四条中「この省令の施行の日」を「平成二十七年十月一日」に、「退職等年金給付業務経理」を「業務経理」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、第一条中地方公務員等共済組合法施行規則第二条の五の三の改正規定、第二条から第四条までの規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経理単位に関する経過措置）

第二条　地方職員共済組合及び全国市町村職員共済組合連合会（以下「市町村連合会」という。）のこの省令による改正前の地方公務員等共済組合法施行規則（以下「旧規則」という。）第六条第一項及び第十二条の三第二項第一号に規定する長期経理に係る権利及び義務は、この省令の施行の日（以下この条から附則第四条までにおいて「施行日」という。）において地方職員共済組合及び市町村連合会の厚生年金保険経理又は経過的長期経理が承継する。

2　地方公務員共済組合連合会の旧規則第十一条の五第一項に規定する長期給付経理に係る権利及び義務は、施行日において地方公務員共済組合連合会の厚生年金保険給付調整経理又は経過的長期給付調整経理が承継する。

3　地方公務員共済組合連合会の旧規則第十一条の五第四項に規定する預託金管理経理で経理する資金に関する取引については、施行日以前に預託された全ての資金に係る管理が終了するまでの間、なお従前の例による。

（厚生年金保険給付組合積立金等の当初額）

第三条　市町村連合会は、旧規則第十一条の四第二項で準用する地方公務員等共済組合法施行規程及び地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令の一部を改正する命令（平成二十七年内閣府総務省令第一号。以下この条において「平成二十七年改正規程」という。）による改正前の地方公務員等共済組合法施行規程（以下「旧規程」という。）第八十三条の二に規定する長期給付積立金のうち、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「被用者年金一元化法」という。）附則第二十七条第一項の規定により被用者年金一元化法第一条の規定による改正後の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第七十九条の二に規定する実施機関積立金として積み立てられたものとみなされた額に相当する部分は、施行日において、平成二十七年改正規程による改正後の地方公務員等共済組合法施行規程（以下「新規程」という。）第八十三条の二に規定する厚生年金保険給付組合積立金として積み立てられたものとみなす。